

特集 人権について 考える

誰もが自分らしく輝く社会へ 人権擁護委員からのメッセージ



自己肯定の
大切さを
子どもたちに
伝えたい

人権擁護委員
登坂真人さん

—人権擁護委員の活動について教えてください

人権問題は日々の生活の中で身近にあるものの、表面化しないケースが多々あります。そこで、地域の中で人権問題に理解や熱意のある、さまざまな職業や経歴の市民の中から、区市町村長の推薦を受け、議会の同意を得て、法務大臣から委嘱された、地域住民の身近な相談相手として人権擁護委員がいます。区には現在12人います。

具体的な活動は、人権啓発活動と、面談・電話・インターネット・手紙による人権相談です。さらに、案件によっては東京法務局職員と協力して調査を行うなど、人権侵害の被害者救済に取り組むこともあります。

—現在、区での主な活動は何ですか

東京法務局の人権擁護の子ども担当委員として活動しています。具体的には、子どもの人権110番という電話相談と、区立小・中学校に設置しているSOSミニレターという手紙での相談です。専用の用紙に悩みなどを書いてもらい、それに人権擁護委員が一通一通、返事を書くものです。親や学校に内緒で書い

てもらいます。友達とけんかした、兄弟姉妹の仲が悪いなど寄せられる内容はさまざまですが、自己肯定感の喪失がつづられているものも多いです。そんな子ども

たちには「あなたはあなたのままでいいんだよ。まずは自分を大切にしましょう。あなたはひとりぼっちではない。あなたを大切に思っている人は必ずいるから、誰かに相談してみよう。私たちも相談にのるから」と書き添えることが多いです。「死にたい」というような深刻な内容が含まれた緊急を要する相談には、東京法務局職員が対応することもあります。SOSミニレターは子どもの率直な声が聞ける貴重なツールです。相談できるツールが身近にあることを子どもたちに知ってもらうことはとても大切だと思います。インターネットの時代ですが、手紙の力は意外と大きいと実感しています。

—登坂さんにとって人権とは何でしょうか

平たく言うと、すべての人が存在自体を大切にされる、という基本的な権利です。人は一人ひとり違って当たり前。その人らしく、人と違うその人らしさを持ちながら、生きていっていい、ということです。また、人はそれぞれ違うということ、みんなが理解し合って、他人を自分と同じように大切に思う。それが人権の基本だと思います。子どもも、障害があるかたも、高齢者も同じです。

自分はこういう自分でいいんだ、という自己肯定を持って生きていけることが、人権にとって大切なことだと思います。

※SOSミニレターは、区立小・中学校にあります



地域から
人権の
大切さを
伝えたい

人権擁護委員
辰巳ヒロミさん

—区で取り組んでいることは何ですか

活動は多岐にわたります。まずは人権の上相談に取り組んでいます。月に2回、区の人権擁護委員12人が当番制で行っています。面接による相談で、内容はさまざまですが、地域社会や日常での悩み事や心配事などがあります。傾聴により、相談者が自分で解決方法を見出すよう、助言するとともに、東京法務局や関係機関につなげる役割もしています。

次に、小・中学校での人権教室があります。学校に出向き、いじめなどのテーマについて話します。私は、子どもたちに「自分を大切にしてください」と最初に話します。それは、日常の中で身近にある人権、言葉の差別をなくしてほしいからです。自分に対して投げやりでは、人には優しくできないので、自分を一番大事にしてほしい。そのためにも、「悩み事は一人で抱え込まないで、スクールカウンセラーや担任の先生、家族など大人に相談してね」と話すことが多いです。

—身近にある人権といえば、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は人権を考える良い機会ではないでしょうか

皆さんは、区民の身近な相談役、人権擁護委員のことを知っていますか。人権擁護委員は、相談や啓発を通して、基本的人権が大切であることを伝えていきます。目黒区で活動を続ける3人の人権擁護委員にお話を伺いました。

個人権政策課人権・同和政策係
(☎5722-9214、☎5722-9469)



▲人権擁護委員が定期的に、人権を守るための情報交換をしています

差別解消に向けたさまざまな法律が施行されています



メディアで多く取り上げられていますが、学校での競技体験などもやっているの、理解してサポートできるよいチャンスだと思います。この機会を逃すことはないと思いますし、パラリンピックをきっかけに障害があるかたの人権を擁護することが生活の中に取り入れられればと思います。そのためにも、関係者だけでなく、地域みんなで支援できればいいと思います。

—辰巳さんの活動の将来像とはどんなものなのでしょうか

地域に人権の啓発普及をしていきたい。今少しずつ進めていて、地域でかなりの人からの相談を受けています。日常生活が、問題なく過ごせることが人権で、権利として守られているはずなのですが、必ずしもそうではなく、悩みを抱え、困っている人がいます。誰もが話せる場が必要です。

先日、親に怒られ電車の中で大泣きしている子どもを目にしました。「どうしたの?」と聞くと、エスカレーターが、エレベーターに乗るかの意見の違いで、子どもはエスカレーターで景色を見たかったのです。何歳でも自分の意見があるのです。どんな子どもも自分の意見が言える子に成長してほしい。私は、「お母さん、立派な子育てをされていますね。自分の意見をしっかり言える子ですね」と声を掛けました。生活上の、すべてが人権です。地域からも人権を発信し、見守っていくことが必要だと思っています。

人権擁護委員 辰巳ヒロミさんの功績に
法務大臣表彰 人権擁護委員として多年の貢献と功績が称えられ、本年10月、法務大臣より表彰状が贈られました。



目の前の
相手の身になることが
いじめを防ぐ

人権擁護委員
西村太郎さん

—現在取り組まれている主な人権擁護活動は何ですか

人権擁護委員になって間もない時に、全国中学生人権作文コンテストの選考に関わり、7年間ずっと携わっています。中学生に、人権を自分の問題としてとらえ、作文を書いてもらい、その中から優秀な作品を表彰して発表するという啓発活動の一つです。作文のテーマとして、とても多いのがいじめです。中学・高校生で人権ということ、いじめが一番身近で重大なテーマになっていると思います。—学校や職場でいじめの問題が起こるのは、なぜでしょうか

いじめの原因は千差万別だと思います。人間関係で馬が合わないとか、性格が合わなくて仲が悪いとか、また自分のストレスのはけ口にするため、他人をいじったり、からかったりするとか。さらに人種や障害への差別意識など、自分と違う人を受け入れようとならない不寛容さもあるでしょう。本当にいろんなケースがあると思います。ただ、共通しているのは、いじめられている人のことを考えていない、ということだと思います。自分がや

られたら嫌なことを、相手にやってしまっている。そこは、相手を一人の人間として認める、尊重するという気持ちが欠けていることが問題だと思います。

—いじめを解決するために、有効な手立てや、私たちが心掛けることはありますか

相手の身になって考える、まさに人権を言い換えた言葉です。この姿勢を持っていけば、できないのがいじめだと思います。いじめは無意識にしてしまうことも多いのですが、自分で「これはまずい」という抑止力が働くかどうかです。心の中に土台があれば、思いとどまれる。親が子どもに教えるような、自分がされて嫌なことはしない、人の気持ちになって考える。仲の良い人だけでなく、知らない人であっても認め、自分と違う人を受け入れる。そういう意識を持ってもらうことが、いじめの減少につながると思います。

私は、人権のこともっと身近なものとして知ってほしいと思っています。人権は自分とは関係のない何やら難しいもの、という考えを打ち壊していきたい。いつもは意識しないかもしれないけれど、人間関係があるところに人権はあります。親切にする、手助けするとか。そういうところをみんなが思ってもらえたらうれしいな、と思います。

私たち人権擁護委員には、大きな権限があるわけではありません。人権問題にも特效薬はないですが、コツコツと積み重ね、少しずつ社会が良くなっていくよう、お手伝いすることが私たちにできる一つの役割だと思っています。

人権に関する相談はこちらへ

※祝・休日、年末年始を除く

人権擁護委員への相談

◆人権の上相談

個人権政策課人権・同和政策係 (☎5722-9280、☎5722-9469)
時間 第1・3木曜日13:00~16:00
(事前に電話予約。当日受け付けは15:00まで)

◆みんなの人権110番 (東京法務局) ☎0570-003-110

受付時間 月~金曜日 8:30~17:15

◆東京都人権プラザ

☎6722-0124、☎6722-0125

✉ippan_sodan@tokyo-jinken.or.jp
受付時間 月~金曜日 9:30~17:30
(夜間人権ホットライン)

☎6722-0127

受付日時 12/5(木)17:00~20:00

◆子どもの人権110番 (法務省)

☎0120-007-110

受付時間 月~金曜日 8:30~17:15

人権週間区民のつどい

日時 12/6(金)13:00~16:50 (12:30開場)

会場 区民センターホール (目黒2-4-36)

定員 400人 (先着)

※保育(未就学児)希望者は、11/29までに、人権政策課人権・同和政策係(☎5722-9214、☎5722-9469)へ電話予約
※参加者(先着360人)に、目黒本町福祉工房で製作した、来年の「えと土鈴」をプレゼント

講演 「全員の僕が弁護士になった理由
~あきらめない心の鍛え方」

時間 13:15~14:35

講師 弁護士 大胡田誠氏
※手話通訳・要約筆記(話の内容を要約して文字を映し出す)付き

希望者は
当日会場へ



映画「あん」

時間 14:50~16:50

監督・脚本 河瀬直美

出演 樹木希林、永瀬正敏、内田伽羅、市原悦子

原作 ドリアン助川



©2015映画「あん」製作委員会/COMME DES CINEMAS/TWENTY TWENTY VISION /ZDF-ARTE

小・中学生人権啓発 標語作品展

日程 12/21(土)~2年1/9(木)
(年末年始を除く。最終日は12:00まで)

会場 総合庁舎本館1階西ロビー

平成30年度区長賞受賞作品

*学校名・学年は受賞当時

「ごめんねの まほうの言葉で なかなかおり」
中目黒小学校3年 小川実桜さん

「いじめの壁 みんなでたたいて 壊そうよ」
第八中学校1年 美才治明華さん

なくそう! 差別につながる 身元調査

戸籍籍住民課戸籍証明係
(☎5722-9805)

戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)などを、不正に取得する事件が明らかになっています。このような不正行為は、プライバシーの侵害にあたるだけでなく、人権侵害にもつながります。

区は、不正取得の防止に努めるとともに、不正取得が明らかになった場合には、本人にその事実をお知らせしています。